

③地震災と大雨災の一体的な取組

- 能登半島地震の発災直後から、災害復旧事業をより迅速に実施できるようにするため、災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)」を適用。適宜現状を踏まえ見直しを実施。
- 能登半島地震からの復旧の最中に9月20日から大雨による災害が発生したことから、自治体が混乱なく効率的に災害査定を実施するため、二つの災害に対して統一した災害査定の効率化(簡素化)を適用

災害査定の効率化

	通常	1/26 (地震災)	8/23 (地震災)	10/11 (地震災 大雨災共通)
机上査定上限額の引上げ 現地査定を減らすことにより、 査定に要する時間・人員の減	1,000万円	8,000万円 (石川県) 8倍	1億2,000万円 (石川県) 12倍 ※道路の路面に係る災害については、上記引上げ額を超える場合でも、机上査定にできる。	1億4,000万円 (石川県) 14倍 ※道路の路面に係る災害については、上記引上げ額を超える場合でも、机上査定にできる。
現地で決定できる金額の引上げ 現地で金額決定できる対象が増えることによる復旧の迅速化	4億円	11億円 (石川県) 約3倍	25億円 (石川県) 約6倍	25億円 (石川県) 約6倍
図面等の効率化 災害査定申請資料の作成に要する時間の減	必要な書類 詳細な平面図 変化点毎の縦断面図・横断面図 査定設計書 (詳細数量・積算資料) 詳細な写真 平面図 (既存地図データ等活用) 標準断面図 (代表断面のみ) 査定設計書 (概算数量・ 詳細な積算資料不用) 写真 (起終点・被災事実のみ) 〇道路の場合 ※地震災と大雨災を一体的に実施) ※大規模災害査定方針に基づき、被災箇所間の距離が100mを超える場合も一箇所として査定可能			

水道は地震・大雨共通として、机上査定上限額の引上げ額は12億円、現地で決定できる金額の引上げ額は12億円を適用